

「新しい生活様式」を踏まえた
スポーツ少年団活動ガイドライン
(令和3年3月11日時点)

1 基本方針

スポーツ少年団活動においては、団員等の安全・安心の確保を最優先し、①密閉、密集、密接の「3密」を避ける、②こまめに手洗いや消毒を行う、③周囲の人との間隔をあける、④スポーツ活動に支障のない範囲でマスクを着用するなど、「新しい生活様式」を踏まえた感染症対策を徹底する。

2 「新しい生活様式」を踏まえた具体策

- (1) 活動前に自宅や活動場所で必ず検温・健康観察を励行し、熱や息苦しさ、強いだるさなどの症状がある場合には、参加を見合わせること。また、体調不良の症状が見られる場合には、速やかに帰宅させること。
- (2) 一度に大人数(団員、指導者、保護者等)が集って密集した活動になることを徹底して避けること。(更衣室、休憩・待機スペース、手洗い所(トイレ)は、一度に入室する人数を制限したり、動線を工夫したりすること。大会・交流試合等は、必要に応じて開・閉会式の割愛、分散開催等も考慮すること。)
- (3) スポ少活動の前後に、石けんによる手洗い(ポンプ型が望ましい)やアルコール等による手指消毒(消毒液の設置)を行い、必要に応じて、多くの団員が手を触れる箇所や用具等を消毒すること。
- (4) 団員、指導者、保護者等は、スポ少活動に支障のない範囲でマスクを着用すること。(運動・スポーツ時にはマスクを着用しなくてもよいが、その場合には感染防止に必要な身体的距離を確保すること。マスク着用時には、呼気が激しくなるような運動・スポーツは避けること。)
- (5) 屋内の活動では、ドアを広く開け、こまめな換気を必ず行うこと。
- (6) 応援は、周囲の人との間隔を十分にあけ、鳴り物や大声での応援を控えること。
- (7) ふだんのスポ少活動は、短時間での活動を大原則とし、活動時間や休止日については、「秋田県スポーツ少年団活動の指針」に沿って週4日・1日2時間以内、第3日曜日の全県一斉活動休止日を厳守すること。
- (8) 緊急事態宣言が発出されている首都圏の1都3県や、感染状況が高い水準にある感染拡大地域との往来(県外の各種大会等への参加)は、「真にやむを得ない場合」を除き控えること。その他の地域との往来(練習試合や遠征及び各種大会への参加)は、訪問先の感染状況に注意しながら都道府県をまたいで行っても差し支えないが、感染防止対策を徹底した上で行うべきものであることはもちろん、指導者のみでこれらの活動実施を決定するのではなく、団員の保護者の同意を必ず得た上で、各団(あるいは、各競技団体)の責任下、慎重に判断すること

- ・県外の大会等への参加後、団員等に発熱やかぜ症状など体調に異変を感じた際は、速やかに「かかりつけ医」や「あきた新型コロナ受診相談センター」に電話相談すること。
- ・県内の宿泊を伴う活動(合宿等)でも、保護者の理解を十分得ること。

- (9) 大人数、長時間の会食(母集団等における飲酒を伴う会食含む)は控えることを原則とするが、送別会等を行わなければならない場合は、飲食の際は会話を控え、それ以外はマスクを着用し大声を出さないよう十分注意する。
- (10) 中央競技団体は、随時「競技別ガイドライン」の改訂を進めており、その動向を常に注視し、最新の感染防止策を講じること。
- (11) このほか、市町村の教育委員会やスポーツ振興主管課が、新型コロナウイルス対応に係る方針を定めた場合には、その方針の順守を最優先すること。

※アンダーライン部分が、今回の主な変更点